

伊勢建設事務所が発注する総合評価方式による舗装工事で新たな評価項目を加えた入札を試行します

1. 目的

地域の建設企業は、県民の生活に必要な社会資本の整備・維持管理はもとより、災害時の緊急対応など、地域の守り手として県民の安全・安心の確保に重要な役割を担っています。

これら地域の守り手である建設企業の受注機会を確保することにより、建設企業が舗装工事に必要な機械を保有し続けられるように取り組みます。

2. 対象工事と試行内容

令和 7 年 1 0 月 1 日以降に伊勢建設事務所が発注する総合評価方式による舗装工事で、受注工事高と機械の保有状況を評価項目に追加します。

・対象とする工事

発注業種：舗装工事

予定価格：3 千万円～8 千万円

入札方式：一般競争入札

落札方式：総合評価方式（簡易型 B）

・試行する内容

総合評価方式（簡易型 B）の評価項目に以下の内容を追加します。

大項目	中項目	小項目	評価基準	配点	加算点	評価内容等
企業の技術力等	施工能力	舗装工事に必要な機械の保有状況	自社保有	5	5	舗装工事に必要な機械3種（アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー、タイヤローラー）の保有等の状況により評価します。 ・1種類でも保有又はリースしていなければ「無し」で評価します。 ・3種類とも保有又はリースしている場合、そのうち1種類でもリースしていれば「リース」で評価します。
			リース3年以上	3		
			無	0		
	受注工事高	1企業あたりの当該年度の三重県発注の契約金額5百万円以上の <u>舗装工事</u> の契約金額	5千万円未満の場合	5	5	受注工事高の合計により評価します。 ・受注工事高は令和7年4月1日以降から当該工事の入札公告日までに契約した三重県発注の当初契約額5百万円以上の舗装工事を評価の対象とします。 ・舗装修繕業務委託等の業務委託は含みません。 ・共同企業体で受注した工事が対象工事である場合、当初契約金額は出資比率を乗じた金額とします。（単独工事の場合は100%）
			5千万円以上の場合	0		

※三重県発注の舗装工事とは建設事務所以外の三重県の機関の発注工事も含みます。